

議題 3

議案第 22 号

令和元年 9 月 6 日提出

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

このことについて、下記のとおり一部改正する。

記

1 改正の理由

子ども・子育て支援法の改正等に伴い、学事課の分掌事務について所要の改正をしようとするものである。

2 改正の内容

(1) 学事課の分掌事務に次に掲げる事務を加える。

ア 子ども・子育てのための施設等利用給付に係る認定に関すること（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（以下「未移行幼稚園」という。）に在籍する保育の必要性がない子どもに関するものに限る。）。

イ 施設等利用費の支給に関すること（未移行幼稚園の利用に係るもの（預かり保育等に係るものを除く。）に限る。）。

ウ 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認に関すること（未移行幼稚園及び特別支援学校に係るものに限る。）。

エ 子ども・子育て支援法の規定による実費徴収に係る補足給付事業に関すること（市立幼稚園及び未移行幼稚園に係るものに限る。）。

(2) 学事課の分掌事務から「幼稚園就園奨励費の補助に関すること」を削る。

3 施行期日

(1) 2の(1)のア及びウは、公布の日

(2) 2の(1)のイ及びエ並びに(2)は、令和元年10月1日

4 公布文及び現行改正比較表

別紙のとおり。

広島市教育委員会規則第 号

令和元年 9 月 日

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市教育委員会 教育長

広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

第 1 条 広島市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和 5 0 年広島市教育委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中第 1 3 号を第 1 5 号とし，第 9 号から第 1 2 号までを 2 号ずつ繰り下げ，第 8 号の次に次の 2 号を加える。

(9) 子育てのための施設等利用給付に係る認定に関すること（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（以下「未移行幼稚園」という。）に在籍する保育の必要性がない子どもに関するものに限る。）。

(10) 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認に関すること（未移行幼稚園及び特別支援学校に係るものに限る。）。

第 2 条 広島市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項中第 4 号を削り，第 5 号を第 4 号とし，第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ，第 1 0 号の前に次の 1 号を加える。

(9) 施設等利用費の支給に関すること（未移行幼稚園の利用に係るも

の（預かり保育等に係るものを除く。）に限る。）。

第2条第4項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による実費徴収に係る補足給付事業に関する事（市立幼稚園及び未移行幼稚園に係るものに限る。）。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）【第1条：公布の日施行】

現 行	改 正
<p>第1条 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。</p> <p>(3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園就園奨励費の補助に関すること。</p> <p>(5) 教科用図書の給与に関すること。</p> <p>(6) 小学校及び中学校の通学区域及び通学区域審議会に関すること。</p> <p>(7) 通学バスの運行に関すること。</p> <p>(8) 私立学校に対する助成に関すること。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>(9) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。</p> <p>(10) 学校備品の整備の総括に関すること（教育企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(11) 学校備品台帳の整備の総括に関すること。</p> <p>(12) 学校に備え付ける表簿の作成管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(13) 課の庶務に関すること。</p> <p>5～13 (略)</p> <p>第3条～第11条 (略)</p>	<p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>2・3 (現行に同じ。)</p> <p>4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。</p> <p>(3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。</p> <p>(4) 幼稚園就園奨励費の補助に関すること。</p> <p>(5) 教科用図書の給与に関すること。</p> <p>(6) 小学校及び中学校の通学区域及び通学区域審議会に関すること。</p> <p>(7) 通学バスの運行に関すること。</p> <p>(8) 私立学校に対する助成に関すること。</p> <p>(9) <u>子育てのための施設等利用給付に係る認定に関すること（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（以下「未移行幼稚園」という。）に在籍する保育の必要性がない子どもに関するものに限る。）。</u></p> <p>(10) <u>特定子ども・子育て支援施設等に係る確認に関すること（未移行幼稚園及び特別支援学校に係るものに限る。）。</u></p> <p>(11) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。</p> <p>(12) 学校備品の整備の総括に関すること（教育企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(13) 学校備品台帳の整備の総括に関すること。</p> <p>(14) 学校に備え付ける表簿の作成管理に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(15) 課の庶務に関すること。</p> <p>5～13 (現行に同じ。)</p> <p>第3条～第11条 (現行に同じ。)</p>

現行改正比較表（広島市教育委員会事務局事務分掌規則）【第2条：令和元年10月1日施行】

現 行	改 正
<p>第1条 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。</p> <p>(3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。</p> <p>(4) <u>幼稚園就園奨励費の補助に関すること。</u></p> <p>(5) 教科用図書の給与に関すること。</p> <p>(6) 小学校及び中学校の通学区域及び通学区域審議会に関すること。</p> <p>(7) 通学バスの運行に関すること。</p> <p>(8) 私立学校に対する助成に関すること。</p> <p>(9) 子育てのための施設等利用給付に係る認定に関すること（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（以下「未移行幼稚園」という。）に在籍する保育の必要性がない子どもに関するものに限る。）。</p> <hr/> <p>(10) 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認に関すること（未移行幼稚園及び特別支援学校に係るものに限る。）。</p> <hr/> <p>(11) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。</p> <p>(12) 学校備品の整備の総括に関すること（教育企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(13) 学校備品台帳の整備の総括に関すること。</p> <p>(14) 学校に備え付ける表簿の作成管理に関する</p>	<p>第1条 (現行に同じ。)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第2条 (現行に同じ。)</p> <p>2・3 (現行に同じ。)</p> <p>4 総務部学事課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童及び生徒の入学、転学、退学等に関すること。</p> <p>(2) 児童及び生徒の教育扶助に関すること。</p> <p>(3) 授業料、入学者選抜料等に関すること。</p> <p>(削る。)</p> <p>(4) 教科用図書の給与に関すること。</p> <p>(5) 小学校及び中学校の通学区域及び通学区域審議会に関すること。</p> <p>(6) 通学バスの運行に関すること。</p> <p>(7) 私立学校に対する助成に関すること。</p> <p>(8) 子育てのための施設等利用給付に係る認定に関すること（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（以下「未移行幼稚園」という。）に在籍する保育の必要性がない子どもに関するものに限る。）。</p> <p>(9) <u>施設等利用費の支給に関すること（未移行幼稚園の利用に係るもの（預かり保育等に係るものを除く。）に限る。）。</u></p> <p>(10) 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認に関すること（未移行幼稚園及び特別支援学校に係るものに限る。）。</p> <p>(11) <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による実費徴収に係る補足給付事業に関すること（市立幼稚園及び未移行幼稚園に係るものに限る。）。</u></p> <p>(12) 学校長への権限委譲に係る予算配分の決定の総括に関すること。</p> <p>(13) 学校備品の整備の総括に関すること（教育企画課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(14) 学校備品台帳の整備の総括に関すること。</p> <p>(15) 学校に備え付ける表簿の作成管理に関する</p>

現 行	改 正
<p>こと（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p><u>(15)</u> 課の庶務に関すること。</p> <p>5～13 （略）</p> <p>第3条～第11条 （略）</p>	<p>こと（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p><u>(16)</u> 課の庶務に関すること。</p> <p>5～13 （現行に同じ。）</p> <p>第3条～第11条 （現行に同じ。）</p>